

個人墓地に関する手続きについて

【平成30年度版】

個人の方が、①墓地を新たに設ける場合（経営）、②墓地を移転する場合（改葬）、③墓地を廃止する場合（廃止）を中心に記載しています。

宗教法人等で2基以上の墓地の経営を行おうとする場合は、別途手続等が必要ですので、市役所環境政策課までお問い合わせください。

また、市営墓地の手続きに関しては、このパンフレットではなく「雲南市の市営墓地について」をご覧ください。

1 墓地の設置等に関して手続きが必要な場合

墓地は、「墓地、埋葬等に関する法律（以下「法律」という。）」のほか、「雲南市墓地等の設置及び経営の許可等に関する規則」以下「規則」という。）、「雲南市墓地等の設置及び経営の許可に関する要綱（以下「要綱」という。）」により設置から廃止までのルールが細かく定められています。

基本的にお墓を作るときには、「事前協議から墓地経営許可の申請」、お墓を移転あるいは廃止するときには、「改葬許可と廃止許可の申請」が必要となります。

以下に代表的な墓地の事例にあわせて、必要な申請等をまとめてありますが、分からない点等がありましたら、「8 問合せ先」までご連絡ください。

墓地の種類等	事例	必要な申請等				特記事項
		事前協議	墓地経営許可申請	改葬許可申請	墓地等廃止許可申請	
個人が自己の所有地に許可を得て設置するお墓	市内に新規にお墓を建てようとするとき	○	○			
	市内の既存のお墓を移転し、市内に新しくお墓を建てようとするとき	○	○	○	○	
	お墓を同じ場所で建て替えるとき	申請等は不要				総廟にするために焼骨等する場合は必要
	既存のお墓を残し、市内(又は市外)の別のお墓にお骨を移転するとき			○		
	市内の既存のお墓をやめて、市内(又は市外)の別のお墓にお骨を移転するとき			○	○	

墓地の種類等	事例	必要な申請等				特記事項
		事前協議	墓地経営許可申請	改葬許可申請	墓地等廃止許可申請	
宗教法人、公益法人、社会福祉法人が経営する墓苑等	新たにお墓を建てる時	申請等は不要				別途墓苑への手続きが必要
	お墓をやめて、別の寺の墓苑やほかの自治体墓地にお墓を移転するとき			○		別途墓苑への手続きが必要
	お墓をやめて、市内に新規にお墓を建てようとする時	○	○	○		別途墓苑への手続きが必要
	お墓をやめて永代供養しようとする時			○		別途墓苑への手続きが必要
	お墓をやめて納骨堂に納めようとする時			○		別途墓苑への手続きが必要
雲南市が設置した市営墓地	既存のお墓をやめて、すでにある市営墓地のお墓にお骨を移転するとき			○	○	
	市営墓地のお墓をやめて、別のお墓にお骨を移転するとき			○		別途「使用墓所不要届出書」の提出が必要

2 墓地の土地について

墓地を設置しようとするときには、原則として土地を分筆し、墓地として登記をしてください。

これは、墓地が、祭祀施設として何世代も通じて長期間安定的に継承されていくべきものであることや、相続の対象外（継承財産）であること、墓地として登記された土地は固定資産税や相続税などが非課税となることのほか、墓地として分筆登記をすることで所有者を明らかにし、第三者に対しても祭祀施設としての権利を保全するために行っていただくものです。

3 事前協議（規則第20条）

墓地を新たに設けるためには、法律第10条第1項により墓地の経営許可を受ける必要があります。この場合、規則第20条において、墓地を新たに設ける前に事前の協議を行わなければならないと定められています。

事前協議では、設置しようとしている墓地が、次の設置基準を満たしているのかを確認します。

設置基準を満たしていない場合は、墓地の経営許可はできません。（墓地を設けることができません。）

事前協議は、各総合センター市民福祉課で受け付けています。

墓地の設置基準（抜粋）
(1) 自己または自己の親族のために設置しようとする墓地である。
(2) 付近に利用できる地方公共団体の経営する墓地等がない。
(3) 以下のいずれかの特別事由があると認められる。 ① 災害の発生等による既存の墓地の崩壊に伴う墓地の移転である。 ② 公共事業や都市計画法に規定する開発行為に伴う墓地の移転である。 ③ 上記①②には該当しないが、宗教感情及び公衆衛生その他公共の福祉の見地から墓地を設置することに支障がないと認められる。
(4) 墓地の面積はおおむね10平方メートル以下を計画している。
(5) 墓地の予定地は計画者本人の所有地である。
(6) 墓地の予定地には、抵当権や地上権など、土地の使用を制限する権利が設定されていない。
(7) 墓地の予定地は、建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域を含まない。
(8) 墓地の予定地は、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域を含まない。
(9) 墓地予定地は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を含まない。
(10) 墓地の予定地は、公園、学校、病院、その他これらに類する施設又は人家からおおむね100メートル以上離れている。(100メートル以内であっても施設等の所有者・管理者・管理人、世帯主の同意を得ている場合は可。)
(11) 墓地の予定地は、鉄道、主要道路、主要な河川、湖沼からおおむね20メートル以上離れている。
(12) 墓地の設置により周辺的美観を損ねることがない。
(13) 墓地の設置により公衆衛生上の支障はない。(付近の飲料水を汚染するおそれなど。)
(14) 墓地とそれ以外の土地との境界を明確にする計画である。(柵、植栽等で区切るなどの措置が取られている。)
(15) 墓地は、土砂の流出の防止や、雨水等の地表水が停滞しない構造を有する計画である。
(16) 人家や道路など周辺への配慮、又は墓地の境界の明確化のために、墓地との境界に、墓石を見通せない高さの障壁、密生した生垣(植栽)を設ける必要がある。
(17) 墓地の予定地は、農業振興地域の農用地区域からの除外が完了している。(または除外の見込みがある。)
(18) 墓地の予定地は、農地転用の許可を受けている。(または許可を受ける見込みがある。)

4 墓地経営許可申請（法律第10条第1項、規則第11条）

事前協議により墓地の設置条件などが整ったら、墓地経営許可申請を行います。

(提出書類) 墓地経営許可申請書(様式第1号)

(添付書類) (1) 墓地等の周囲200メートル以内の河川又は湖沼及び住宅の状況を明らかにした図面(ゼンリン地図可)

- (2) 墓地等の区域の地籍図の写し
 - (3) 墓地等の区域の土地登記簿謄本（全部事項証明）（法務局で発行）
 - (4) 墓地の施設の配置図（土地家屋調査士が発行）
 - (5) 墓地の設置に関して、他の法令により許可、認可等を受け、又は手続きが必要な場合は、当該処分を受け、又は当該手続きをしたことを証する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類（100メートル以内の施設等の所有者・管理者・管理人、世帯主の同意書又は承諾書等）
- (注意事項) (ア) 添付書類（5）については、農地法、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に関する申請書（農業委員会の受付印のあるもの）を添付してください。（農業委員会からの許可が出てから墓地の許可を行います。）

5 改葬許可申請（法律第5条及び第8条、規則第30条、要綱第25条）

- (提出書類) 改葬許可申請書（様式第26号）
- (添付書類) (1) 様式別紙
- (注意事項) (ア) 様式中「墓地等の管理者」の証明は、墓地の所有者又は管理人となります。（個人の場合はその所有者、宗教法人等の経営する墓苑等の場合は、墓苑等の所有者又は管理人、地方自治体が設置した墓地の場合は設置した地方自治体となります。）
- (イ) 改葬先の墓地が申請者又はその親族が所有する墓地以外の場合は、改葬先の墓地の所有者又は管理人が発行する受入証明書等の書類を添付してください。（宗教法人等が経営する墓苑等であれば宗教法人等が、地方自治体が設置した墓地の場合はその地方自治体が発行する証明書となります。）
- (ウ) 様式別紙については、改葬許可により改葬しようとする故人全員を記入してください。（氏名がわからない場合は、葬祭をお願いしている寺院等へお尋ねください。それでも不明な場合は戒名での記入も可能です。）
- (エ) 改葬許可は墓地ごとに必要です。ただし、1つの土地の中に複数の墓地があり、それらをまとめて改葬しようとする際は1回の申請でかまいません。（ただし、地番が異なる場合は地番ごとに改葬の申請をしてください。）
- (オ) 改葬しようとする墓地を廃止する場合は、改葬許可申請に合わせて廃止許可申請も同時に手続きをしてください。（墓地の廃止は、廃止許可を受けてから、墓地を更地化し、土地の登記を墓地以外の登記地目に変更することで行います。廃止許可申請も地番が異なる場合は地番ごとに申請してください。）
- (カ) 改葬許可には、火葬許可も含まれます。改葬の際に改めて遺骨を火葬される場合には、火葬場に改葬許可証を提示したうえで焼骨することになります。なお、火葬場の予約はご自身でお願いします。
- (三刀屋斎場 0854-45-3242)

6 墓地等廃止許可申請（法律第10条第2項、規則第11条第2項、要綱第9条）

- (提出書類) 墓地等廃止許可申請書（様式第5号）
- (添付書類) (1) 改葬の完了を証する書類（廃止と同時申請する場合は不要。）

- (注意事項) (ア) 墓地の廃止には、その墓地にある遺骨を移転してほかの墓地等へ改葬する必要がありますので、同時に改葬許可を申請してください。
- (イ) 墓地の廃止は、廃止許可を受けてから行ってください。(更地化して、土地の登記地目を墓地以外に地目変更することで墓地の廃止が完了します。)

7 注意事項等

- (1) 墓地の許可等は、法律に基づいて市の規則、要綱で定められています。このため、基準の一部や提出書類などは、他の地方自治体とは異なる部分があります。また、他の地方自治体の実例を参考に申請等をされても市の規則、要綱に照らし合わせた場合に許可できないこともありますので、ご承知ください。
- (2) 自己所有の農地を墓地にしようとする場合に、農地転用や農業振興地域の除外など手続きに時間を要する場合がありますので、予め半年から1年程度の余裕をもって墓地の手続きを始めてください。
- なお、必ず農地に関する許可が出るとは限りません。その場合、墓地の許可もできませんので、関係者等と事前の準備や協議をされることをお勧めします。
- (3) 墓地を設ける場合には、基本的にすべての墓地について墓石が見通せないよう植栽などを設けることを許可の条件としています。これは、規則第7条第1項第1号による墓地との境界を明確にするという設置基準からだけでなく、墓地が宗教上の祭祀施設であり、目に入ることが個人の思想や感情に対する影響なりが少なからずあることを考慮してのことです。

8 問合せ先

窓口	所在地	電話番号
大東総合センター 市民福祉課	雲南市大東町大東 1673-1	0854-43-8162
加茂総合センター 市民福祉課	雲南市加茂町加茂中 972-5	0854-49-8600
木次総合センター 市民福祉課	雲南市木次町新市 379	0854-40-1083
三刀屋総合センター 市民福祉課	雲南市三刀屋町三刀屋 144-1	0854-45-9501
吉田総合センター 市民福祉課	雲南市吉田町吉田 1066	0854-74-0215
掛合総合センター 市民福祉課	雲南市掛合町掛合 2151-1	0854-62-0056
雲南市役所市民環境部環境政策課	雲南市木次町里方 521-1	0854-40-1033

※ 受付時間は月曜から金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分までです。

※ 宗教法人等で2基以上の墓地の経営を行おうとする場合は、別途手続等が必要ですので、市役所環境政策課までお問い合わせください。

様式第 1 号(第 8 条関係)

墓地経営許可申請書

平成 年 月 日

雲南市長

様

申請者 住所

氏名

⑨

電話番号

墓地の経営の許可を受けたいので、雲南市墓地等の設置及び経営の許可等に関する規則第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

墓地の名称			
所在地	地番	雲南市	
	地目		
墓地の概要	総面積	m ²	
	区画数		
工事の着手及び完了予定年月日	着手予定日	平成 年 月 日	
	完了予定日	平成 年 月 日	
管理者	住所		
	氏名		電話番号
新設の理由			
備考			

備考 1 住所は、法人にあつては、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 氏名は、法人にあつては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。

記入例

改葬許可申請書

改葬元の墓地(現在の墓地)が申請者の所有地であれば申請者本人、借りている墓地(宗教法人の墓地や、他人名義の土地に墓地がある場合など)であれば、貸主の住所・氏名・印が必要となります。

平成18年 4月 4日

雲南市長 様

申請者 住所 島根県雲南市大東町大東1673-1

氏名 大東 次郎 ㊞ 電話番号 0854-43-8162

墓地等の管理者	右の埋葬(埋蔵・収蔵)の事実を証明します。
	平成18年4月1日
	住所 島根県雲南市大東町大東1673-1
	氏名 大東 次郎 ㊞

右のとおり改葬許可を受けたく墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項により申請いたします。

申請者が墓地使用者である場合は「墓地使用者本人」と、そうでない場合は、使用者との関係を具体的に記入ください。

死亡者の本籍	別紙のとおり	別紙に記入していただきますので、ここでは「別紙のとおり」とこのままご記入ください。
死亡者の住所	別紙のとおり	
死亡者の氏名	大東太郎 (性別) 男 外4名 (別紙のとおり)	
死亡年月日	別紙のとおり	墓地に埋葬されている方内、一番最近亡くなった方の氏名と性別をご記入ください。
埋葬又は火葬の場所	別紙のとおり	
埋葬又は火葬年月日	別紙のとおり	「墓地管理上のため」とこの
改葬の理由	墓地管理上のため	
改葬の場所	島根県雲南市大東町大東1000	改葬先の墓地(新しい墓地)の地番をご記入ください。
申請者の死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係	(死亡者との続柄) 子 (墓地使用者等との関係) 墓地使用者本人	続柄は、一番最近亡くなった方から見た申請者のものをご記入ください。

(別紙)

●一番最近亡くなった方から順に墓地に入っている死亡者すべてについて、氏名等の情報をご記入ください。

	死亡者の氏名	性別	死亡者の本籍	死亡者の住所	死亡年月日	埋葬又は火葬の場所	埋葬又は火葬年月日
1	大東 太郎	男	島根県雲南市大東町大東1673-1	島根県雲南市大東町大東1673-1	平成10年4月1日	島根県雲南市大東町大東2007	平成10年4月2日
2	大東 花子	女	同上	同上	平成5年5月2日	同上	平成5年5月3日
3	大東 好子	女	同上	同上	昭和50年6月3日	同上	昭和50年6月4日
4	大東 十兵衛	男	同上	同上	昭和30年7月4日	同上	昭和30年7月5日
5	大東 ヨシ	女	同上	同上	昭和10年8月5日	同上	昭和10年8月6日
6				(以下余白)			
7							
8	生前の名前が不明の場合は戒名でも可。		不明の場合は「不詳」とご記入ください。		不明の場合は「不詳」とご記入ください。	改葬元の墓地(現在の墓地)の地番をご記入ください。	
9							

様式第 5 号(第 9 条関係)

墓地等廃止許可申請書

平成 年 月 日

雲南市長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

電話番号

墓地等の廃止の許可を受けたいので、雲南市墓地等の設置及び経営の許可等に関する規則第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

墓地の名称			
所在地	雲南市		
経営許可年月日及び許可番号	平成 年 月 日 指令 第 号		
廃止予定年月日	平成 年 月 日		
工事着手予定日	平成 年 月 日	工事完了予定日	平成 年 月 日
廃止の理由			
備考			

備考 1 住所は、法人にあつては、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 氏名は、法人にあつては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。

3 墓地又は納骨堂を廃止する場合にあつては、改葬の完了を証する書類の添付。

個人の土地に①墓地を新たに設ける場合、②墓地を移転する場合、③お墓をやめて墓地として使用しなくなる場合はそれぞれ申請に基づく許可が必要です。

様式第5号(第9条関係)

記入例

墓地等廃止許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

雲南市長 速水雄一様

申請者 住所 雲南市木次町木次 1013 番地 1

氏名 雲南太郎 印

電話番号 0854(40)1033

墓地等の廃止の許可を受けたいので、雲南市墓地等の設置及び経営の許可等に関する規則第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

墓地の名称	個人墓地		
所在地	雲南市木次町木次 1013 番地 1		
経営許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 指令〇〇第〇〇〇〇号 (分からない場合は空欄でも可)		
廃止予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (予定が未定の場合は空欄でも可)		
工事着手予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (予定が未定の場合は空欄でも可)	工事完了予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (予定が未定の場合は空欄でも可)
廃止の理由	墓地管理上のため		
備考			

備考1 住所は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 氏名は、法人にあっては、名称並びに代表者の職及び氏名を記載すること。

3 墓地又は納骨堂を廃止する場合にあっては、改葬の完了を証する書類の添付。

